

京都市告示第275号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第46条第2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から次のとおり廃止の届出がありました。

令和5年8月10日

京都市長 門川 大作

申請者名称	サービス種別	事業所名及び 事業所番号	事業所所在地	廃止年月日
一般社団法人 もっと笑顔	就労継続支援 B型	もっと笑顔 2614081822	京都市西京区大枝 北沓掛町一丁目5 番地2 サンシティ 桂坂ロイヤル式番 館121	令和5年7月31日

(保健福祉局障害保健福祉推進室)